

Leader

第68期 定時株主総会

招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

- 感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日にご来場なさらずとも、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
(書面による議決権行使の詳細は、3頁にございます。)
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する取締役、及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会開催上の注意事項やお願い事項の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

開催日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 4階 千鳥

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員以外の取締役3名選任の件
- 第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件

目次

第68期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	13
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33

リーダー電子株式会社

証券コード：6867

株主各位

証券コード 6867

2022年6月10日

神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目6番33号

リーダー電子株式会社

代表取締役社長 **長尾行造**

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地 新横浜プリンスホテル 4階 千鳥 (末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第68期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第68期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員以外の取締役3名選任の件 第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件
4 議決権行使についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.leader.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.leader.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日時

2022年6月29日(水曜日)

午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までにご到着するよう
ご返送ください)



期 限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議 案	原案に対する賛否	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛 (ただし を除く)	否
第4号議案	賛	否

株式会社〇〇〇〇

案	原案に対する賛否	
1号議案	賛	否
2号議案	賛	否
3号議案	賛 (ただし を除く)	否
4号議案	賛	否

第1・2・4号議案について
賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

第3号議案について
全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は今後の経営環境及び業績等を勘案しつつ株主還元を重視し、配当性向も考慮した継続的な安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は44,729,780円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- （1） 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （2） 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （3） 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4） 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更内容はつぎのとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

監査等委員以外の取締役3名選任の件

監査等委員以外の取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員以外の取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案して、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	なが お こう ぞう 長 尾 行 造	代表取締役社長	再任
2	おお すぎ まさ いち 大 杉 雅 一	取締役	再任
3	くろ だ とおる 黒 田 徹	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

なが お こう ぞう
長 尾 行 造 (1972年4月5日生)所有する当社の株式数…………… 18,100株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1997年 4月	通商産業省（現経済産業省）入省	2009年 1月	同社パートナー（執行役員）
2001年 4月	ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社（現プライスウォーターハウスクーパーズ・ストラテジー株式会社）入社	2014年 7月	当社顧問
		2015年 6月	当社社外取締役
2002年 1月	株式会社コーポレイトディレクション入社	2017年 6月	当社代表取締役社長 技術開発担当役員、営業担当役員 現在に至る

[重要な兼職の状況]

リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション取締役会長、佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司董事長、リーダー・ヨーロッパ・リミテッド取締役、Phabrix Limited取締役

取締役候補者とした理由

通商産業省（現経済産業省）入省、株式会社コーポレイトディレクションなどを経て当社顧問、社外取締役就任後、当社の企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と豊富な経験を活かし、代表取締役社長として、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号

2

おお すぎ まさ いち
大 杉 雅 一 (1957年9月23日生)所有する当社の株式数…………… 35,500株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 15/16回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1978年 4月	当社入社	2015年 6月	当社常勤監査役
2009年 4月	当社品質保証部長	2019年 6月	当社取締役（監査等委員・常勤）
2012年 4月	当社執行役員 品質保証部長	2021年 6月	当社取締役 総務担当役員 現在に至る
2014年 9月	当社経営企画室長兼品質保証室長		

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

品質保証部門での勤務経験を積み、当社の企業価値の向上に尽力し、また常勤の監査等委員としての幅広い経歴を通じて培われた豊富な経験及び知見等を活かして、適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者番号

3

くろ
黒

だ
田

とおる
徹

(1958年3月14日生)

所有する当社の株式数…………… 株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1982年 4月 日本放送協会入局
1985年 4月 同協会 放送技術研究所入所
2012年 4月 同協会 放送技術研究所 副所長
2014年 4月 同協会 放送技術研究所 所長
2018年 6月 日本放送協会退職
2019年 6月 当社社外取締役
現在に至る

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、日本放送協会 放送技術研究所所長としての幅広い経歴を通じて培われた豊富な経験及び知見等を活かして、客観的かつ専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことが期待されるため、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 黒田徹氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、大杉雅一氏、黒田徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、大杉雅一氏、黒田徹氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（訴訟費用等を含む）を、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、その保険料を全額当社が負担しております。また、保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 5. 当社は、黒田徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定です。

第4号議案**譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件**

当社は、2019年6月27日開催の当社第65期定時株主総会において、第7号議案「監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）（以下、総称して「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式を割り当てる報酬制度を導入しております。

今般、長期的に株主の皆様と同じ視点で当社グループの企業価値向上を志向し、株主の皆様との平等性や企業ガバナンスの透明度を一層高めていくことを目的として、対象取締役を「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）」と改定したいと存じます。そのため、1.（2）に記載の報酬額の上限及び2.（2）（3）に記載の譲渡制限付株式の総数の上限等はいずれも従来の制度から特段の変更はございません。

上記目的を踏まえ、譲渡制限付株式の割当ては対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

この改定により、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との共有価値を可能な限り長期にわたり実現させてまいります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

記

1. 本制度の目的等

(1) 本制度の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）（以下、総称して「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の改定は、本株主総会において、対象取締役を当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）とすることについて株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2019年6月27日開催の当社第65期定時株主総会において、当社の監査等委員以外の取締役の報酬額については、年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、うち社外取締役分3千万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額については、年額3千5百万円以内として、ご承認をいただいております。また、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5千万円以内として、ご承認をいただいております。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議及び監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 35,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。（以下、「譲渡制限」という。）

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織の再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大企業・製造業の業況判断が7四半期ぶりに悪化し、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和されたものの、電子部品等の調達難や材料価格の高騰、世界的なサプライチェーンの混乱などにより、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当社グループが関連する放送業界におきましては、国内市場では企業活動の停滞による設備投資の抑制が見られましたが、海外市場において4K映像フォーマット対応関連機器及びIP対応関連機器等の販売が好調に推移し、売上は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37億8千7百万円（前連結会計年度比14.4%増）、為替差益5千6百万円を計上した結果、経常利益1億5千4百万円（90.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億1千6百万円（同14.6%減）となりました。

製品群別売上高及び構成比は、ビデオ関連機器32億6千8百万円 売上高比86.3%、電波関連機器3億2千1百万円 売上高比8.5%、その他1億9千7百万円 売上高比5.2%でした。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は5千2百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		2018年度 (第65期)	2019年度 (第66期)	2020年度 (第67期)	2021年度 (第68期)
		2018.4.1～ 2019.3.31	2019.4.1～ 2020.3.31	2020.4.1～ 2021.3.31	2021.4.1～ 2022.3.31
売上高	(千円)	3,428,376	4,028,222	3,310,148	3,787,497
経常利益	(千円)	336,102	438,854	81,295	154,610
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	311,263	395,522	136,241	116,337
1株当たり当期純利益	(円)	87.83	103.46	30.64	26.02
総資産	(千円)	4,303,904	5,593,975	5,373,590	5,728,019
純資産	(千円)	3,306,521	4,537,635	4,595,028	4,707,050
1株当たり純資産額	(円)	930.04	1,018.59	1,024.77	1,047.96

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の機首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション	1,800千米ドル	100%	北米・中南米におけるリーダー電子製品の販売
佳隆利宜達(北京)電子貿易有限公司	315千米ドル	100%	中国におけるリーダー電子製品の販売
リーダー・コリア・カンパニー・リミテッド	200百万ウォン	100%	韓国におけるリーダー電子製品の販売
リーダー・ヨーロッパ・リミテッド	500千ポンド	100%	ヨーロッパにおけるリーダー電子製品の販売
Phabrix Limited	75千ポンド	100%	電気計測器の開発と製造、販売

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されるなかで、景気は持ち直しの動きがみられるものの、原材料価格の高騰や納期遅延によるサプライチェーンの混乱、また不安定な世界情勢等の外部環境は不透明な状況であり、先行きは依然として予断を許さない状況となっております。

国内市場においては、企業活動の停滞による設備投資の抑制が見られましたが、海外市場では4K映像フォーマット対応関連機器およびIP（Internet Protocol）対応の放送関連機器の販売が好調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、IP測定機能を追加した4K映像フォーマット対応関連機器およびIP信号監視装置の販売が今後も堅調に推移すると見込まれております。さらに、取り組んでおりました動画制作ソリューションを上市して、動画制作の自動化・ローコスト化を提案・提供してまいります。

また、放送関連事業の新技術導入の加速化に迅速に対応すべく、当社グループの研究開発投資を積極的に継続してまいります。さらに連結子会社といたしましたPhabrix社の強みを最大限に生かした高効率の開発と原価低減を推進し、さらなる売上、利益の拡大を推進していくため、以下の施策に継続して取り組んでまいります。

- ① 営業面では、ビデオ関連機器市場において、リーダー・PHABRIXの両ブランドの特性を活かし、北米・欧州・中国市場における更なる拡販に取り組み、世界シェア60%以上を目指します。
- ② 開発面では、放送関連機器を取り巻く『IP化』『クラウド化』の急速な環境変化に迅速に対応するため、積極的な開発投資を継続してまいります。また、VMA（Video Management Automation）事業領域では、様々な動画制作の自動化・ローコスト化ソリューションを提案・提供してまいります。さらにイメージセンシング事業領域では、魚眼カメラ検査ソリューションを提案しながら、それぞれの事業領域でのデファクト・スタンダード獲得を目指します。
- ③ 生産面では、原材料のひっ迫への対応をしつつ、効率を追求した工程設計とアウトソーシング先の技術力強化を進めながら、原価低減とより一層の納期短縮、品質の確保を目指し、顧客満足を追求してまいります。
- ④ 資金面では、翌連結会計年度を通じて必要な資金は、すでに当社グループの手元資金で確保しておりますが、これに加えて資産の効率的な活用をさらに促進してまいります。
- ⑤ グローバル企業として社会的責任を果たすため、内部管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底と環境保全活動の推進をはかってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは電気計測器の専門メーカーであり、特にテレビ、映画等の高精細画像をはじめとする映像関連分野を得意とし、放送局向け計測器、業務用映像関連機器メーカーの開発やメンテナンス用計測器、スポーツイベントの中継における信号監視用の計測器など、多岐にわたる電気計測器の開発と製造、販売を主な事業としております。

特に映像関連分野において、デジタル化及び超高精細画像化の急速な進展に対応した、最先端のデジタル技術による製品に注力しております。

主要製品は下記のとおりであります。

映像信号発生器、波形モニター、テレビ電界強度計、カメラテストシステム、地上デジタル放送用変調器、IPネットワーク監視機装置等

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	横浜
営業部	横浜
営業所	東京
営業所	大阪

② 子会社

リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション	アメリカ ニュージャージー州
佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司	中国 北京市
リーダー・コリア・カンパニー・リミテッド	韓国 ソウル市
リーダー・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス ロンドン
Phabrix Limited	イギリス バークシャー州

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
133 (11) 名	13名増

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員、パート社員及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81 (7) 名	1名増	45.8歳	19.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

連結子会社の借入金であり、金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	12,010,434株
② 発行済株式の総数	4,473,101株
③ 株主数	2,494名 (前期末比 358名減)

④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大松 正明	566,000株	12.65%
後藤 明子	559,000	12.49
リーダー電子取引先持株会	152,700	3.41
MSIP CLIENT SECURITIES	147,000	3.28
永井 詳二	111,100	2.48
宮鍋 正夫	88,700	1.98
神山 友央	71,000	1.58
株式会社三菱UFJ銀行	66,500	1.48
松村 正人	57,900	1.29
斉藤 博久	51,100	1.14

(注) 1. 当社は、自己株式123株を所有しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された役員の員数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 8,100株	2名

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長尾行造	技術開発担当役員、営業担当役員 リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション取締役会長 佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司董事長、 リーダー・ヨーロッパ・リミテッド取締役 Phabrix Limited取締役
取締役	大杉雅一	総務担当役員
取締役	黒田徹	
取締役(監査等委員・常勤)	今村元一	
取締役(監査等委員)	熱田稔敬	熱田税理士事務所 税理士
取締役(監査等委員)	小川克己	アクティベーションストラテジー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役黒田徹氏、取締役(監査等委員)熱田稔敬氏及び小川克己氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)熱田稔敬氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)小川克己氏は、コンサルタント会社等における豊富な経験及び知見等を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために今村元一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役黒田徹氏、取締役(監査等委員)熱田稔敬氏及び小川克己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役黒田徹氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。内容の概要については、株主総会参考書類第3号議案をご参照ください。

④ 取締役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬プログラムは、経営者として職務に専念し責任を全うしうる基本報酬（現金報酬）及び業績及び株主価値向上へのインセンティブにより構成されています。インセンティブとしては、連結会計年度内の連結営業利益を指標とする役員賞与、中期的な連結営業利益の伸長を指標とする有償ストックオプション、就任期間全般を通じた株式価値の向上への動機づけとなる譲渡制限付株式報酬を設けております。

当社の役員の報酬等は、基本報酬（現金報酬及び譲渡制限付株式報酬）、役員賞与、有償ストックオプションで構成されております。

当社の役員の報酬額は、2019年6月27日開催の第65期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役の報酬額を年額2億5千万円以内（うち社外取締役分年額3千万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額3千5百万円以内とご承認いただいております。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬額案を策定し、常勤取締役2名、常勤監査等委員の取締役1名、社外取締役3名から構成される取締役会の審議および決議に基づいて決定することとしております。

また、2019年6月27日開催の第65期定時株主総会において、当社の監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、あらためて譲渡制限付株式報酬制度の導入をご承認いただいております。

取締役の個人別の報酬等については、株主総会および取締役会において決議した決定方針に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

なお、基本報酬における譲渡制限付株式の報酬の割合は10%を目安としております。

b. 役員賞与に関する方針

役員賞与につきましては、連結営業利益の昨年度対比及び業績見通しの達成度を指標とし、株主還元、従業員還元を勘案して賞与の額を取締役会で決定するものとしております。業績との連動を考慮して営業利益の額を指標とし、株主還元、従業員還元を勘案して賞与の額を取締役会で決定しております。この制度は、経営方針の実践を通じた業績及び株主価値の向上へのインセンティブとして機能していると考えております。

c. 有償ストックオプションに関する方針

有償ストックオプションは、2018年11月28日開催の取締役会決議に基づいて発行いたしました。これは、譲渡制限付株式報酬と相互補完しつつ中長期的な株主価値向上へのインセンティブとして機能していると考えており、取締役会で決定するものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	52,128 (3,600)	46,750 (3,600)	5,378 (-)	- (-)	- (-)	4 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	20,922 (4,800)	20,922 (4,800)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	73,051 (8,400)	67,673 (8,400)	5,378 (-)	- (-)	- (-)	9 (4)

(注) 1. 監査等委員以外の取締役の報酬等の限度額は、2019年6月27日開催の第65期定時株主総会において年額250百万円以内 (うち社外取締役分年額30百万円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は、3名 (うち、社外取締役は1名) です。また別枠で、2019年6月27日開催の第65期定時株主総会において譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内 (社外取締役を除く。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名です。

なお、本年度の譲渡制限付株式報酬の総額は537万円であります。

2. 監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2019年6月27日開催の第65期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名 (うち、社外取締役は2名) です。また別枠で、2019年6月27日開催の第65期定時株主総会において譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額7百万円以内 (社外取締役を除く。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、1名です。

なお、本年度の譲渡制限付株式報酬の総額はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）熱田稔敬氏は、熱田税理士事務所の税理士を兼務しております。なお、熱田税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小川克己氏は、アクティベーションストラテジー株式会社 代表取締役を兼務しております。なお、アクティベーションストラテジー株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会・監査等委員会への出席・発言状況ならびにその他の活動状況
取締役	黒田 徹	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。 長年にわたる幅広い経歴を通じて養われた豊富な経験と実績を生かし、取締役会では独立した客観的・中立的な立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただいております。
取締役 (監査等委員)	熱田 稔 敬	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。 主に税理士としての専門的の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員として、当該事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席いたしました。長年にわたる幅広い経歴を通じて養われた豊富な経験と実績を生かし、客観的・中立的立場で監査等委員会の妥当性・適正性を確保するための助言・提言並びに監査結果について必要な発言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	小川 克 己	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 企業経験と実績を生かし、主に経営者の見地から、就任後から取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員として、当該事業年度に開催された監査等委員会10回全てに出席いたしました。就任後から長年にわたる企業経験と実績を生かし、客観的・中立的立場で監査等委員会の妥当性・適正性を確保するための助言・提言並びに監査結果について必要な発言をいただきました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 海南監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士による当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の子会社であるリーダー・インスツルメンツ・コーポレーション、リーダー・ヨーロッパ・リミテッド及びPhabrix Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (ii) 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会規程に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
- (iii) 経営会議規程に基づき、取締役、執行役員規程に基づく執行役員、及び経営幹部で構成される経営会議において、各部門における業務執行状況を報告させ、さらに経営の基本戦略の策定を行う。
- (iv) 業務の執行について監査等委員は監査等委員監査規程に基づき、監査する。さらに監査等委員は取締役会、経営会議の他あらゆる会議に参加し、取締役、執行役員の業務執行を監視する体制をとっている。
- (v) 使用人は、法令、定款はもとより、会社規程及び職務分掌／権限規程に基づき職務を執行する。
- (vi) 社内通報システム（目安箱）の設置により、使用人のみでなく取締役についても違法行為の通報により、その違法行為を未然に防ぐ体制としている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議議事録の作成保存、稟議規程に基づく文書、その他各規程に基づき適切に文書管理し、適時閲覧できる体制としている。

その他の文書についても、ISO9001の文書管理手順に沿って管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の危険を回避するべく、品質管理システムの構築、安全保障輸出管理規程に基づく管理、さらに企業の社会的責任、環境マネジメントシステムの構築とその実行を推進している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、迅速に経営判断のできる体制としている。

さらに週1回の経営会議において、執行役員及び経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行に当たれる体制としている。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ企業を管理するため、関係会社管理規程を定めており、グループとしての協力体制の構築をはかっている。

また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行っている。
連結子会社に対しては、定期的に監査を実施して、業務の適正を確保する体制を整備している。

⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて、監査等委員の職務の補助をする使用人を置くこととし、その人事については、独立性を確保するため、取締役と監査等委員が意見交換を行うこととしている。

また、当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員の職務補助業務を優先するものとする。

⑦ 当社グループにおける取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は取締役会のほか、当社グループにおける重要な意思決定並びに取締役及び使用人の業務の執行状況を把握するために、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める体制としている。

また、その説明を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨の周知徹底をはかる。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は定期的な監査法人の監査に協力し、監査等委員会規程、監査等委員監査規程、業務監査規程、業務分掌規程、職務権限規程、組織規程等の諸規程に基づき監査し、さらに顧問弁護士の意見を得られる体制としている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役は、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、迅速に経営判断ができるよう努めております。さらに週1回の経営会議において、経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行のできる体制維持に努めております。
- ② 監査等委員は、監査等委員監査規程に基づき、取締役の職務執行を監査するほか、取締役会、経営会議の他あらゆる会議に出席し、取締役及び使用人の業務の執行状況を確認しております。
また、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁文書を閲覧し、業務の執行状況を監査するとともに、会計監査人との連携も適時行っております。
- ③ 取締役会は、法令、定款に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する体制維持に努めております。また、監査等委員は、法令遵守の観点から、取締役及び使用人の業務の執行について監査を行っております。
業務監査室においては、監査計画表に基づき各部門の監査を実施し、業務が合法的に執行されていることを確認しております。
社内通報システム（目安箱）の設置及び運用により、使用人のみでなく取締役についても違法行為を未然に防ぐ体制維持に努めております。
- ④ リスク管理規程に基づき、週1回開催される経営会議にてリスク管理の全社的推進と必要な情報の共有化をはかるとともに、潜在リスクの有無、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,260,185
現金及び預金	3,005,302
受取手形、売掛金及び契約資産	673,172
電子記録債権	30,492
商品及び製品	291,161
仕掛品	790
原材料及び貯蔵品	155,338
前払費用	48,611
未収還付法人税等	30,350
その他の流動資産	31,005
貸倒引当金	△6,040
固定資産	1,467,834
有形固定資産	636,761
建物及び構築物	429,370
機械装置及び運搬具	13,987
工具、器具及び備品	72,172
土地	12,420
リース資産	108,810
無形固定資産	395,163
のれん	252,778
技術資産	81,269
その他の無形固定資産	61,116
投資その他の資産	435,909
投資有価証券	88,040
長期貸付金	240,000
繰延税金資産	33,183
生命保険積立金	37,327
その他の投資	39,353
貸倒引当金	△1,994
資産合計	5,728,019

科目	金額
負債の部	
流動負債	561,515
買掛金	205,215
短期借入金	6,720
1年内返済予定の長期借入金	5,353
リース債務	32,309
未払費用	64,990
未払法人税等	23,152
賞与引当金	64,812
その他の流動負債	158,961
固定負債	459,453
長期借入金	18,289
リース債務	77,696
繰延税金負債	56,072
退職給付に係る負債	305,054
その他の固定負債	2,340
負債合計	1,020,968
純資産の部	
株主資本	4,821,722
資本金	1,329,160
資本剰余金	1,868,477
利益剰余金	1,624,137
自己株式	△53
その他の包括利益累計額	△134,216
その他有価証券評価差額金	22,896
為替換算調整勘定	△157,112
新株予約権	19,545
純資産合計	4,707,050
負債純資産合計	5,728,019

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,787,497
売上原価		1,293,195
売上総利益		2,494,301
販売費及び一般管理費		2,424,220
営業利益		70,080
営業外収益		
受取利息	2,578	
受取配当金	3,186	
為替差益	56,483	
受取家賃	12,960	
助成金収入	12,468	
その他	425	88,102
営業外費用		
支払利息	1,908	
売上割引	1,299	
その他	364	3,573
経常利益		154,610
特別利益		
固定資産売却益	16	16
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		154,626
法人税、住民税及び事業税	19,126	
法人税等調整額	19,162	38,289
当期純利益		116,337
親会社株主に帰属する当期純利益		116,337

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	1,326,471	1,865,788	1,552,448	△53	4,744,655
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,689	2,689			5,378
剰余金の配当			△44,648		△44,648
親会社株主に帰属する当期純利益			116,337		116,337
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,689	2,689	71,688	－	77,066
2022年3月31日 期末残高	1,329,160	1,868,477	1,624,137	△53	4,821,722

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額 合計		
2021年4月1日 期首残高	5,254	△174,427	△169,172	19,545	4,595,028
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					5,378
剰余金の配当					△44,648
親会社株主に帰属する当期純利益					116,337
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	17,641	17,314	34,955		34,955
連結会計年度中の変動額合計	17,641	17,314	34,955	－	112,022
2022年3月31日 期末残高	22,896	△157,112	△134,216	19,545	4,707,050

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,573,831
現金及び預金	2,715,088
受取手形	11,813
電子記録債権	30,492
売掛金	543,320
商品及び製品	221,868
原材料	790
前渡金	1,808
その他の流動資産	53,507
貸倒引当金	△4,860
固定資産	1,957,838
有形固定資産	520,247
建物	426,684
土地	12,420
リース資産	37,622
その他の有形固定資産	43,519
無形固定資産	61,116
投資その他の資産	1,376,474
投資有価証券	88,040
関係会社株式	68,090
関係会社出資金	25,804
長期貸付金	1,124,895
生命保険積立金	37,327
その他の投資	34,400
貸倒引当金	△2,083
資産合計	5,531,670

科目	金額
負債の部	
流動負債	409,912
買掛金	160,646
リース債務	16,853
未払金	126,712
未払費用	9,725
未払法人税等	16,846
賞与引当金	64,812
その他の流動負債	14,315
固定負債	378,567
リース債務	24,229
退職給付引当金	302,933
繰延税金負債	49,065
その他の固定負債	2,340
負債合計	788,480
純資産の部	
株主資本	4,700,748
資本金	1,329,160
資本剰余金	1,868,477
資本準備金	1,438,224
自己株式処分差益	430,253
利益剰余金	1,503,163
利益準備金	63,961
その他利益剰余金	1,439,202
繰越利益剰余金	1,439,202
自己株式	△53
評価・換算差額等	22,896
その他有価証券評価差額金	22,896
新株予約権	19,545
純資産合計	4,743,189
負債純資産合計	5,531,670

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,470,014
売上原価		1,048,886
売上総利益		1,421,128
販売費及び一般管理費		1,497,397
営業利益		△76,268
営業外収益		
受取利息	15,256	
受取配当金	53,826	
為替差益	56,860	
受取家賃	12,960	
助成金収入	12,468	
その他	2,269	153,641
営業外費用		
売上割引	1,299	
その他	257	1,557
經常利益		75,815
特別利益		
固定資産売却益	16	16
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		75,832
法人税、住民税及び事業税	15,097	
法人税等調整額	20,865	35,962
当期純利益		39,869

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	自己株式 処分差益	資本剰余金 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 計		
2021年4月1日 期首残高	1,326,471	1,435,534	430,253	1,865,788	63,961	1,443,981	1,507,942	△53	4,700,149
事業年度中の変動額									
新株の発行	2,689	2,689		2,689					5,378
剰余金の配当						△44,648	△44,648		△44,648
当期純利益						39,869	39,869		39,869
自己株式の取得									
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	2,689	2,689	-	2,689	-	△4,779	△4,779	-	599
2022年3月31日 期末残高	1,329,160	1,438,224	430,253	1,868,477	63,961	1,439,202	1,503,163	△53	4,700,748

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年4月1日 期首残高	5,254	5,254	19,545	4,724,949
事業年度中の変動額				
新株の発行				5,378
剰余金の配当				△44,648
当期純利益				39,869
自己株式の取得				
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額 (純額)	17,641	17,641		17,641
事業年度中の変動額合計	17,641	17,641	-	18,240
2022年3月31日 期末残高	22,896	22,896	19,545	4,743,189

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

リーダー電子株式会社
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士 平 賀 康 磨
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士 溝 口 俊 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リーダー電子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーダー電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

リーダー電子株式会社
取締役会 御中

海南監査法人 東京都渋谷区 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	平賀 康 磨
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	溝 口 俊 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リーダー電子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

リーダー電子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 今村元一 ㊟

社外監査等委員 熱田稔敬 ㊟

社外監査等委員 小川克己 ㊟

(注) 監査等委員熱田稔敬及び小川克己は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

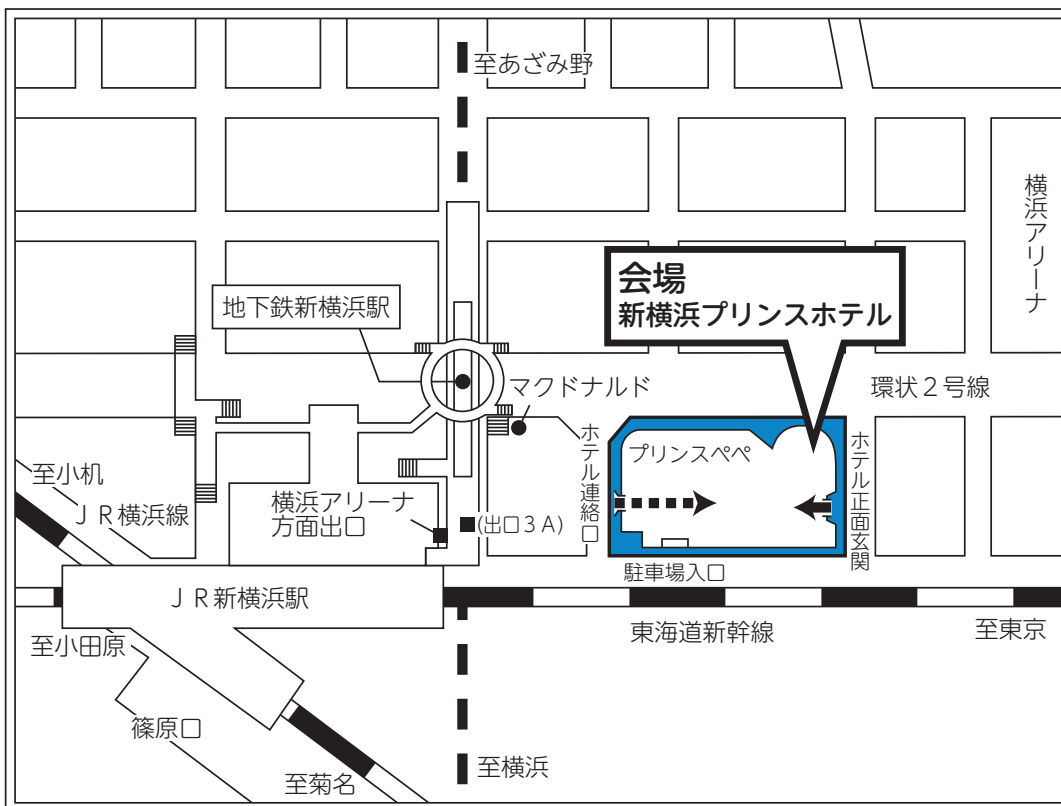
定時株主総会会場ご案内図

会場

〒222-8533 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地 電話 (045) 471-1111 (代)
新横浜プリンスホテル 4階 千鳥

交通

車／第三京浜道路港北I.C.より5分
電車／JR横浜線 新横浜駅（北口）から徒歩2分
東海道新幹線 新横浜駅（東口又は西口）から徒歩2分
（※改札口を出られましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。）
横浜市営地下鉄線 新横浜駅（出口3A）から徒歩2分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。